

農 林 水 産

財務省

2023年10月19日

1. 構造転換に関する論点

2. 生産面における構造転換

（（1）米の転作助成金、（2）セーフティネット制度）

3. 生産基盤の構造転換

（（1）農業人材の確保、（2）スマート技術の活用）

基本法見直しに向けた議論

- 足元ではウクライナ情勢の緊迫化等を契機とした食品原材料や生産資材の**価格高騰**など、我が国の食料安全保障に関わる**課題が顕在化**。このような国際的な情勢変化は**今後も発生しうるもの**であること、また昨今の**気候変動**等による世界的な食料生産の不安定化等への対応も必要。
- こうした中、これまでの農業政策の検証等も含めて「食料・農業・農村基本法(1999年)」の見直し（次期常会提出予定）に向けた議論が進められ、本年6月に見直しに向けた方向性、「**食料・農業・農村政策の新たな展開方向**」が提示。

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」（令和5年6月2日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定（本部長：総理））概要

平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立

- **食料安全保障の定義**
 - ・ 食料安全保障を国民一人一人がいつでも食料を容易に入手可能な状態にすることと定義し、**平時からの食料安全保障**を確保
- **輸入リスクの軽減に向けた食料の安定供給の強化**
 - ・ 小麦・大豆、加工・業務用野菜等の**国内農業生産の増大**や**飼料、肥料等の生産資材の確保**、**輸入の安定確保**や**備蓄の有効活用**等
- **海外市場も視野に入れた産業に転換**
 - ・ 輸出拡大による農業・食品産業の**生産基盤の確保**
- **適正な価格形成に向けた食料システムの構築**
 - ・ 持続可能な食料システムの構築に向けて、できる品目から、生産から加工・流通・販売までの各段階で**適正な価格形成**を実現 等

環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換

- **環境と調和のとれた食料システムの確立**
 - ・ 環境負荷低減等を行う**持続的な農業**を主流化
 - ・ 農業生産、加工、流通、小売を含む**食料システム全体のグリーン化**

人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立

- **人口減少下でも生産を維持する供給基盤の確立**
 - ・ 農地の**受け皿**となる**担い手の育成・確保**
 - ・ **農業法人等の経営基盤の強化**
- **スマート農業などによる生産性の向上**
 - ・ **スマート技術の活用**による**生産性の向上**
 - ・ 農業経営体を**経営・技術**等でサポートする**サービス事業体の育成・確保**
- **家畜伝染病・病害虫、防災・減災等への対応強化、知的財産の保護**
- **農村コミュニティの維持**
 - ・ **イノベーション**による**ビジネス創出**や**情報基盤整備**等による都市から農村への移住、**関係人口の増加**
- **農村インフラの機能確保**
 - ・ 集落機能の低下が懸念される地域においても、**農業生産に不可欠な農業水利施設等の維持管理**を図る

構造転換に関する論点

- 新たな展開方向では、基本法の見直しにあたり、食料の安定供給の確保や、担い手の育成・確保などに関する政策の方向性が提示。
- 今後は、将来的な農業のあるべき姿を見据えながら大局的な議論を進めるべき。その際には、財政的な制約や施策の優先順位なども考慮しつつ、食料生産に関する現行の制度が「**需要に応じた生産**」の機能が適切に発揮できる**仕組みとなっているか**などの観点から、既存の施策を再点検しつつ、**思い切った構造転換を図っていくべき**ではないか。

「新たな展開方向」における考え方

【①食料生産に関する施策の方向性】

○輸入リスクの軽減に向けた食料の安定供給の強化

・小麦・大豆、加工・業務用野菜、米粉用米等の国内農業生産の増大や飼料、肥料等の生産資材の確保を図るとともに、輸入の安定確保や備蓄の有効活用等も重視。

○経営安定対策の充実

・農業者の経営の安定に向けて、ゲタ対策、ナラシ対策、収入保険等で万全に対応。

【②食料生産基盤に関する施策の方向性】

○人口減少下でも生産を維持する供給基盤の確立

・農村の人口が急減する中で、離農する経営体の農地の受け皿となる経営体等（担い手）の育成・確保。

○スマート農業などによる生産性の向上

・スマート技術の活用により生産性を向上し、食料供給を確保。
・農業経営体を経営・技術等でサポートするサービス事業体の育成・確保。

議論すべき論点

【①食料の生産面における構造転換】

- (1) 食料の安定供給を強化するという観点から、現行の制度（水活交付金等）が適切なものになっているのか。持続可能か。麦・大豆の生産性向上を阻害することになっていないか。
- (2) 経営安定のための収入保険などセーフティネット制度自体は重要であるものの、現行の制度は持続可能か。避けがたい収入減少を補填するという意図に必ずしも沿った結果になっていないのではないか。

【②食料の生産基盤における構造転換】

- (1) 人口減少下でも、雇用就農が増加していることを踏まえ、親元就農や零細の自営農家よりも、雇用就農の受け皿となっている法人経営体の育成を促していくことが重要ではないか。
- (2) スマート技術を実装していく観点からも、技術を効果的に活用することが可能な、規模の大きな法人経営体を増やしていくことが重要ではないか。また、規模の小さい経営体の場合、自社でスマート技術等を確保するのではなく、民間のサービス事業体経由の活用を考えていくべきではないか。

1. 構造転換に関する論点

2. 生産面における構造転換

（（1）米の転作助成金、（2）セーフティネット制度）

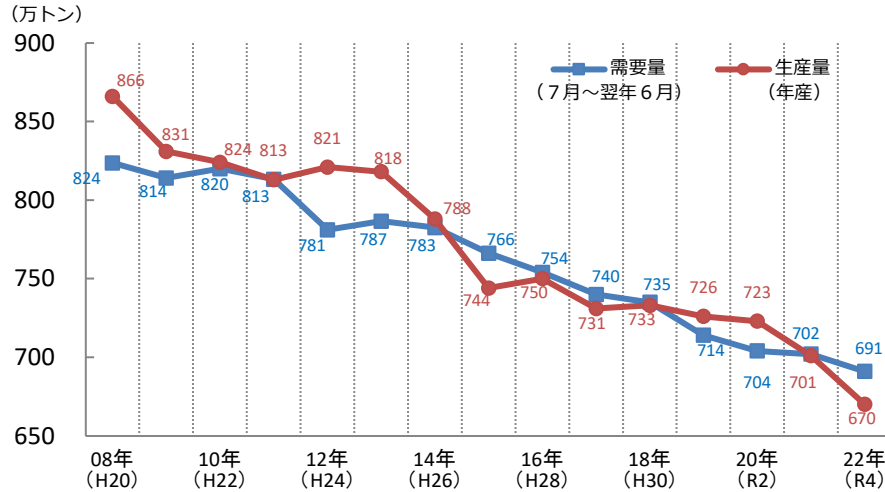
3. 生産基盤の構造転換

（（1）農業人材の確保、（2）スマート技術の活用）

生産面（1）-1：水田活用の直接支払交付金（水活交付金）をめぐる状況

- 主食用米については、食生活の変化や少子高齢化等により中長期的に需要が減少。需給バランスを調整する観点から、**毎年、転作助成金である水活交付金により主食用米以外の作物への転作を支援。**
 - **交付単価等の影響**により飼料用米に偏重していたこと、また、多収性の専用品種ではなく一般品種の割合が増加していたことから、令和6年産から一般品種について**単価を段階的に引き下げる見直し**等を昨年実施。
- ⇒ 今後も主食用米の需要が減少し、需給調整のために必要な転作面積が発生し続ける状況の下では、畑地化を進めるとともに、**財政上の持続可能性の観点から、引き続き、交付単価を含め品目ごとの状況を踏まえた見直しなどの適正化**に取り組んでいく必要。年度にもよるが**主食用米に比べ転作作物の所得が高くなっているケースにも留意。**

1. 主食用米の需要量と生産量の推移



(出所) 農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

2. 令和5年度での見直し

- 飼料用米の多収品種の作付を促し生産性向上を図るため、令和6年産から一般品種の支援単価を段階的に引下げ など。

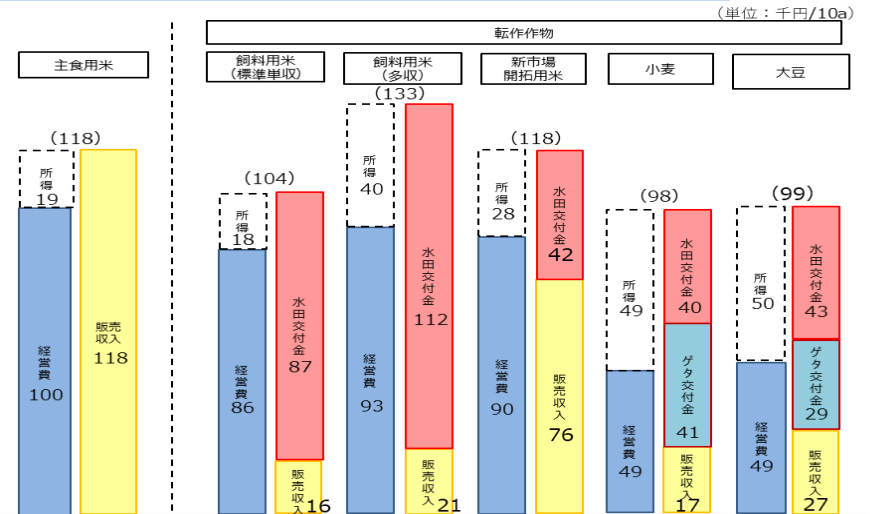
※ 令和6年産から令和8年産にかけて、段階的に引下げ

(現行) 5.5万円～10.5万円/10a ⇒ (8年産) 5.5万円～7.5万円/10a

3. 水田活用の直接支払交付金（令和5年度）の交付単価の概要

対象作物	交付単価
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a
WCS用稲(稲発酵粗飼料)	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a (多年生牧草について収穫のみを行う年は1万円/10a)

4. 主食用米・転作作物の所得比較（令和5年度）



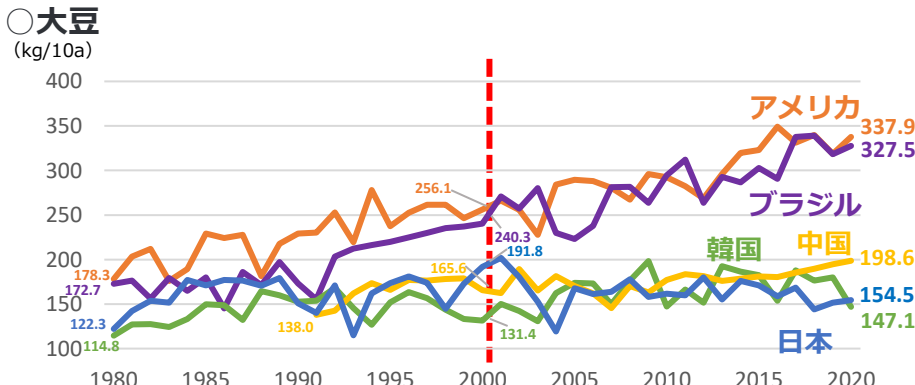
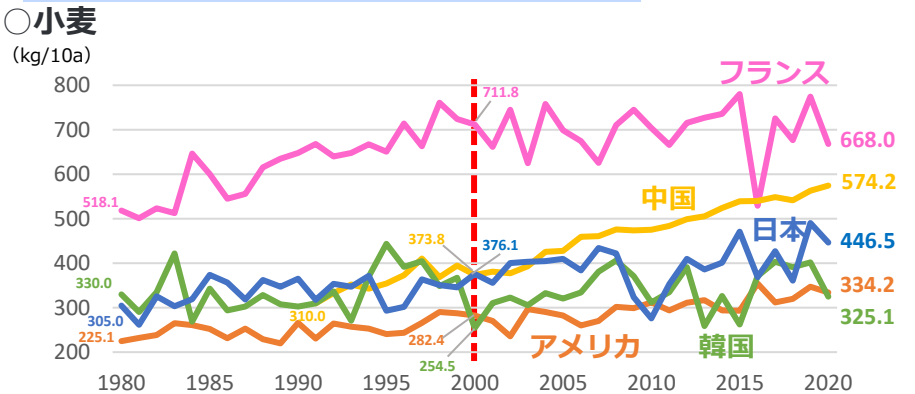
(注) 水田交付金の額には、都道府県が別途単価を設定できる産地交付金が含まれていることから、交付単価と異なっている。

(出所) 農林水産省資料より財務省作成

生産面（1）-2：小麦・大豆の生産性向上

- 食料安全保障を強化する観点からは、小麦・大豆等の輸入に依存している穀物の国内生産力を高めていくことが重要。この点、我が国の小麦・大豆の生産性（単収）をみると、**過去20年間、単収が低い水準に停滞。特に大豆は単収が減少**している状況。
- これは、①水田作よりも**畑作の方が単収が多い**など優位性があるにも関わらず、**水活交付金が交付**されるため、その多くが水田で作付け、また、②水活交付金は、**収量の多寡に関わらず作付面積に応じて水活交付金が交付**され、生産性向上を推進する仕組みがないことも一因ではないか。
- ⇒ **畑地化を促進しつつ、水田で小麦や大豆を生産する場合にも収量の多寡に関わらず交付される仕組みを見直して交付対象の単収に基準を設けるなど、生産性向上に重点を置いた仕組みとするなどの見直しを考えるべき。**

1. 小麦・大豆の単収の推移（国際比較）



(注) 調査対象が異なることから、「生産費統計（農林水産省）」とは一致しない。
 (出所) 農林水産省資料から財務省作成

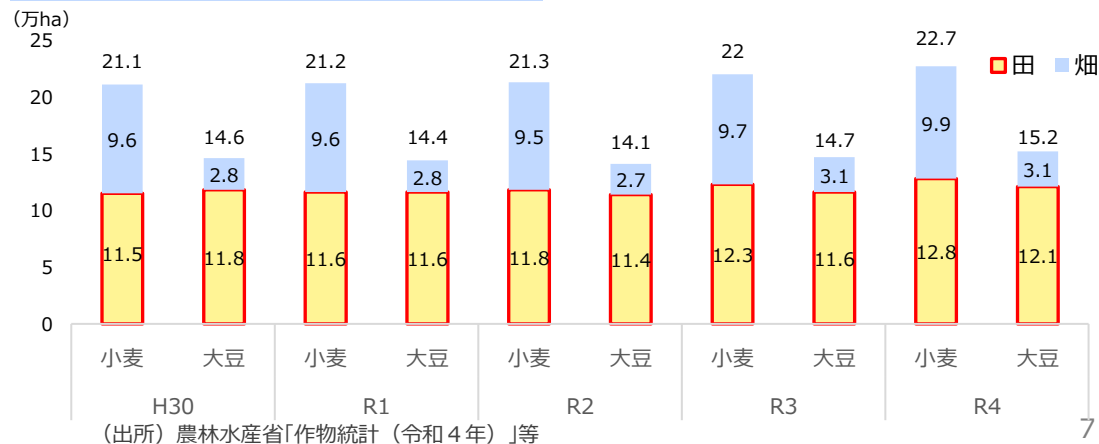
2. 水田作に対する畑作の優位性

		単収 (Kg/10a)	生産コスト (円/60Kg)
小麦	田作	398	9,888
	畑作	561	7,325
大豆	田作	186	21,942
	畑作	245	15,883

※小麦・大豆は、畑作の方が水田作よりも、単収が多く、単位収量当たりの生産コストが低い。

(出所) 農林水産省「生産費統計（令和2年）」

3. 小麦・大豆の作付面積の推移



生産面（2）-1：農業生産を支えるセーフティネットの現状

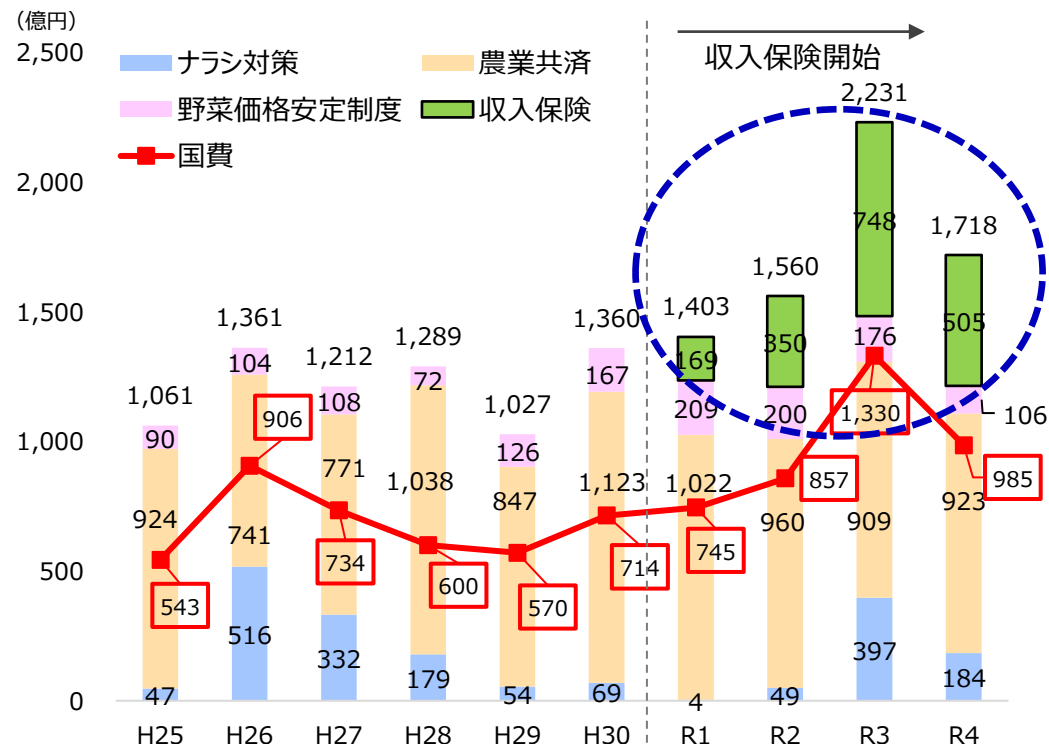
- 農業者が、自然災害や価格下落などの様々なリスクに捕らわれることなく安心して生産活動に取り組むことができるようセーフティネットを整備することは重要。現在では、品目別の補填制度に加え、令和元年より、全ての農産品に対してあらゆるリスクに応じた品目横断的な「収入保険制度」を創設し、従来の制度と選択して加入できるようになっている。
- ただし、セーフティネット全体における保険金等の支払金額をみると、従来の制度から収入保険への移行が進んでいるにもかかわらず、収入保険以外の支払金額は減少傾向には無く、収入保険の金額がほぼ上乗せされて増加している構造。加えて、それぞれの制度において一定割合を国費で賄っていることから、自動的に財政支出の規模も増加。

1. セーフティネットの概要

	制度概要	国費の割合
農業共済 (収穫共済)	米、畑作物等について自然災害等による収穫量が減少した場合に補償	原則1/2
野菜価格安定対策	野菜の市場価格が低落した場合に支援	3/5(指定野菜) 1/3(特定野菜)
収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)	米、畑作物の農業収入全体が減少した場合に支援	3/4
収入保険	自然災害、価格低下、病気や怪我など様々な要因による収入減少を広く補償	1/2(保険方式) 3/4(積立方式)

※収入保険と、その他の制度は原則として選択加入制。

2. セーフティネット支払金額の推移

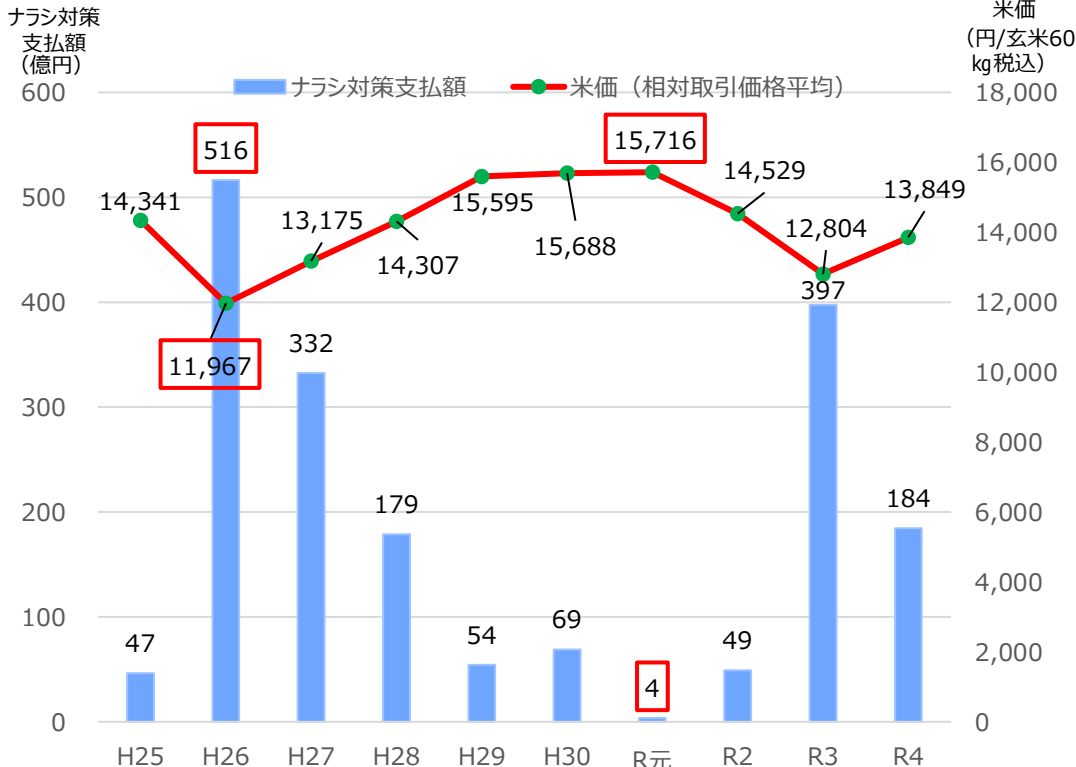


(注) H30年度以降の農業共済の国費については、財務省において試算。
(出所) 農林水産省資料から財務省作成

生産面（2）-2：農産品の生産状況とセーフティネットとの関係

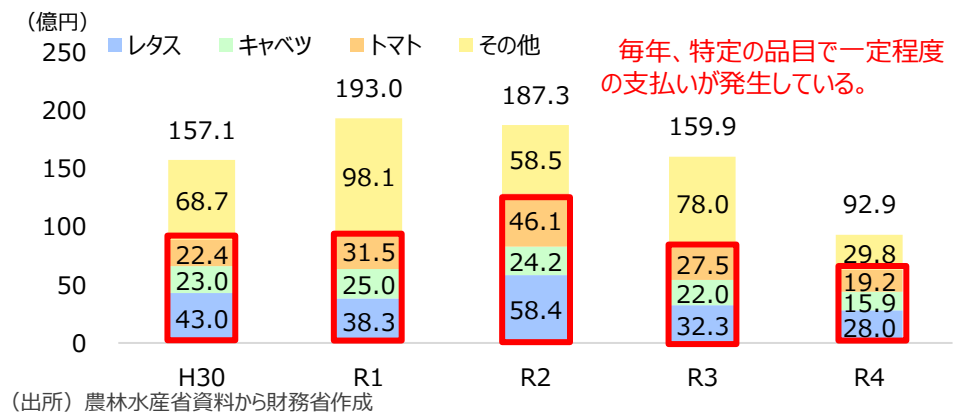
- 品目別のセーフティネット制度の支払状況と各品目の生産状況を対比してみると、**需要に対して過剰な生産が生じた結果、その品目に対応するセーフティネットの支払金額が増加している関係が見て取れる。**
 - **ナラシ対策では、過剰な主食用米の生産により在庫が増加して米価が下落すると、その補填として支払が増加。**また、**野菜価格安定対策では、毎年、特定の品目で支払いが発生しており、気象の影響等があるものの、結果的に近年は供給計画が需要を上回っている状況。**
- ⇒ セーフティネットは本来、「**需要に応じた生産**」が適切に機能した上で、**それでもなお農業者が避けられないような収入減少を補填**することを意図した仕組みであるが、足元の状況を見ると必ずしも意図した結果とはなっていない。今後、セーフティネットのあり方を考えていく際には、**こうした側面を踏まえて議論を進める必要。**

1. ナラシ対策の支払金額と米価との関係



(注) 相対取引価格は、年平均価格(当該年産の出回り～翌年10月(R4年産はR5年6月までの速報値))
(出所) 農林水産省資料から財務省作成

2. 指定野菜価格安定対策(支払金額)の推移



毎年、特定の品目で一定程度の支払いが発生している。

3. 産地における需要に応じた生産状況(夏秋キャベツの例)

	H30年産	R元年産	R2年産	R3年産	R4年産
供給計画	196,535	196,465	196,580	197,310	195,620
出荷実績	190,912	187,500	170,306	181,312	180,369
緊急需給調整※	-	-	-	14,245	14,226

(単位: t)

令和5年産の供給計画は、産地において見直しが行われた結果、189,650 t。

※ 緊急需給調整: 指定野菜の価格が著しく低下した場合に行う出荷抑制や市場隔離などの出荷調整。

(出所) 農林水産省資料から財務省作成

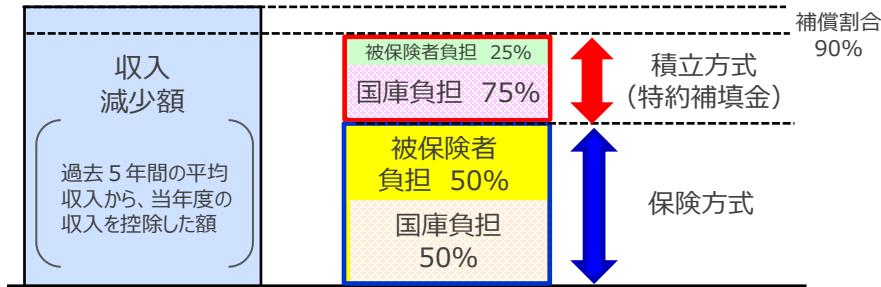
生産面（2）-3：収入保険制度について

- 収入保険制度は「保険方式」と「積立方式」の組合せで補填されるもの。保険方式は、保険金の受取実績に応じて保険料率が改定され、加入者のリスクを保険料に反映する仕組みである一方、**積立方式は、保険金の受取実績に関わらず、加入者が事前に積立金額を設定し、加入者負担の3倍の金額を国費から補助する仕組み**となっている。
 - そのため、令和元年の制度創設以降、**支払金額の大幅な増加に併せて、国費による財政支出も大幅に増加**。
- ⇒ 天候や自然災害等を含めてあらゆるリスクへの備えとなる収入保険制度は重要な仕組みではあるが、現状の仕組みのままでは将来的にも財政負担が増加し続けることが見込まれるため、本制度が**持続的に運営が可能となるよう、積立方式から保険方式への移行**などの必要な見直しを進めていくべきではないか。

1. 収入保険制度の概要

全ての農作物を対象に、農業者の経営努力では避けられない要因による収入減少を、9割まで補償。

補償割合は、被保険者が予めいくつかのタイプから選択。また保険方式に加えて、積立方式（特約補填金）を追加することも被保険者が選択可能。



2. 保険金及び特約補填金の保険料、積立金の算定方法

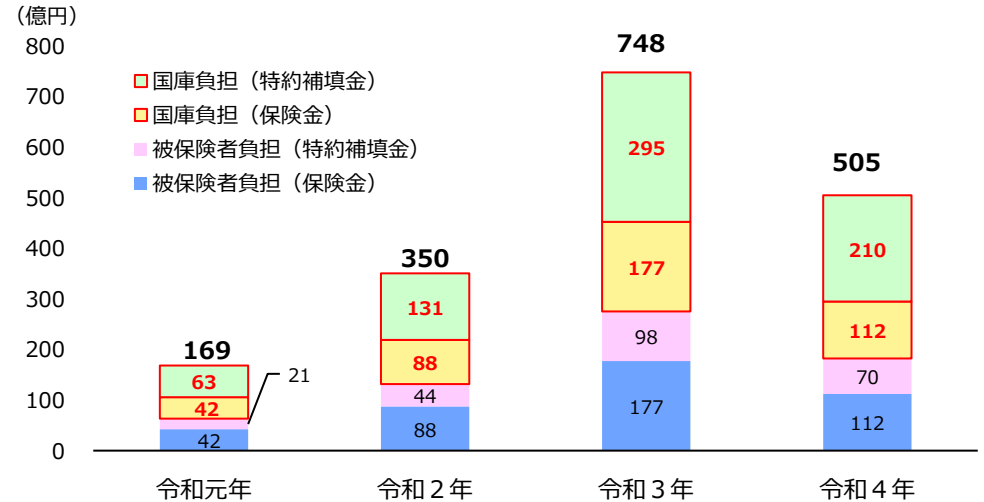
- ✓ **被保険者の保険料は受取実績に応じて、毎年、改定**。ただし、激変緩和措置（保険区分の上昇は年3区分まで）を設けている。

$$\text{保険料（被保険者負担）} = \text{保険金額} \times \text{保険料率} \div 2$$

- ✓ **積立金の被保険者負担は、積立金の受取実績に関わらず、補填対象金額の一定割合で算出**。

$$\text{積立金（被保険者負担）} = \text{補填対象金額} \times 25\%$$

3. 保険金及び特約補填金の支払金額等の推移



(出所) 農林水産省資料から財務省作成

4. 過去4年間で複数回、保険金・特約補填金を受け取った者への支払状況

経営体数	支払額
22,817経営体	1,252億円

過去4年間の**支払総額（1,771億円）の約70%**を占めている。

(参考) 農業分野におけるセーフティネット制度の概要

- 農業分野では自然災害や価格下落などの様々なリスクに対して、収入減少影響緩和交付金（ナラシ）などの個別の補填制度に加えて、令和元年より、全ての農産物に対してあらゆるリスクに応じた品目横断的な「収入保険制度」を創設。（収入保険制度と、他の制度については原則として選択加入となっている。）

野菜価格安定制度

(創設年月日：昭和41年7月1日) R5当初 55億円

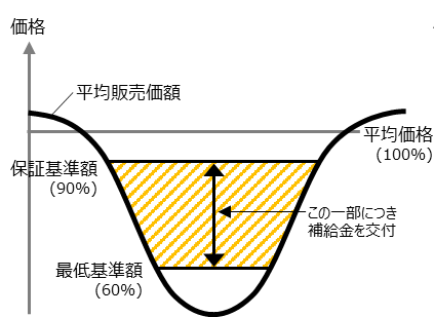
- 野菜の市場価格が低落した場合に支援【支援対象者】
指定産地等で対象品目を生産する農業者

【対象品目】
指定野菜（キャベツ、レタスなど 14品目）
特定野菜（アスパラガス、かぼちゃなど 35品目）

【支払条件】
平均販売金額が保証基準額※1を下回った場合
※1過去の市場平均価格の90%（特定野菜は80%）

【補填金額】
保証基準額と平均販売価格（最低基準価格※2が限度）の差額の90%※3
※2過去の市場平均価格の60% ※3指定野菜の場合

【国費割合】
指定野菜：3/5、特定野菜：1/3



※上記は指定野菜価格安定対策事業の場合

農業共済（収穫共済）

(創設年月日：昭和22年12月15日) R5当初 701億円

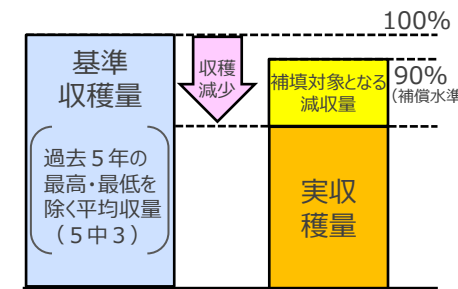
- 米、畑作物等について自然災害等により収穫量が減少した場合に補償

【支援対象者】
共済加入者（農業者）

【対象品目】
米、麦、ばれいしょ、てん菜、そば 等

【支払条件】
風水害、干害、冷害、雪害等の自然災害、火災、病虫害及び鳥獣害により、収穫量が基準収穫量の一定割合（加入者が予め設定）を下回った場合

【補填金額】
加入者が複数のタイプから補償割合を予め設定



※上記は、全相殺方式（補償割合90%）の場合 【国費割合】 原則1/2

収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

(創設年月日：平成19年4月1日) R5当初 527億円

- 米、畑作物について価格下落等により農業収入全体が減少した場合に支援

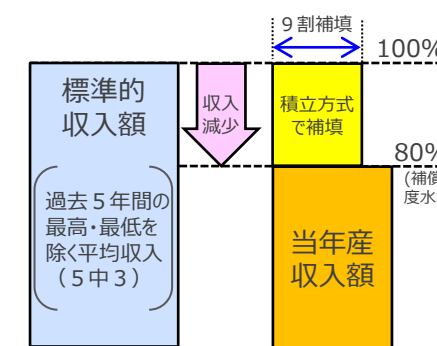
【支援対象者】
認定農業者、集落営農、認定新規農業者

【対象品目】
米、麦、大豆、てん菜、でんぷん原料用ばれいしょ

【支払条件】
当年産収入額が標準的収入額を下回った場合

【補填金額】
標準的収入額と当年産収入額との差額の90%

【国費割合】 3/4



※標準的収入額は都道府県等の単位で算定され、申請者の品目ごとの収入差額を合算相殺して補填

収入保険

(創設年月日：平成30年4月1日) R5当初 306億円

- 自然災害、価格低下、病気や怪我など様々な要因による収入減少を広く補償

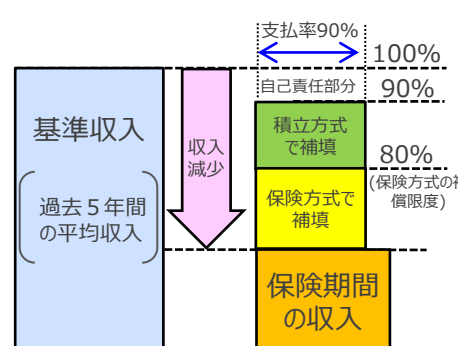
【支援対象者】
青色申告を行っている農業者（個人・法人）

【対象品目】
指定なし

【支払条件】
農業収入が基準収入の一定割合（加入者が予め設定）を下回った場合

【補填金額】
加入者が複数の補償限度の割合を予め選択（加入者の任意選択により保険方式の上に積立方式を加えることも可）

【国費割合】
保険方式 1/2、積立方式 3/4



※上記は、保険方式（補償限度80%）と積立方式（積立幅10%）の組合せ

(注) 「創設年月日」は、各制度の法律の施行日を記載している。

1. 構造転換に関する論点

2. 生産面における構造転換

((1) 米の転作助成金、(2) セーフティネット制度)

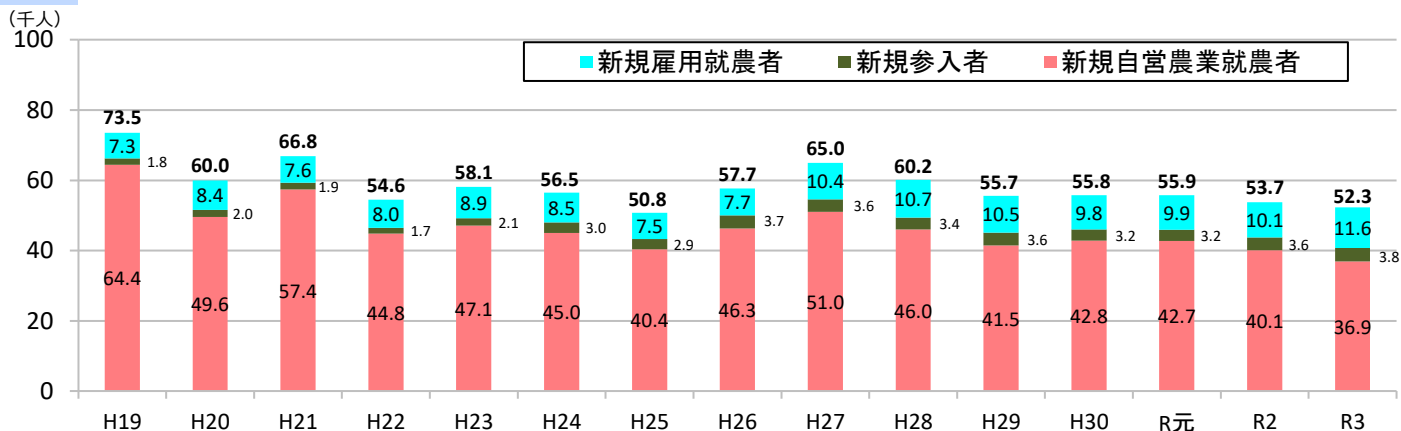
3. 生産基盤の構造転換

((1) 農業人材の確保、(2) スマート技術の活用)

生産基盤（1）-1 我が国の就農者の現状①（親元就農）

- 我が国の新規就農者の動向をみると、近年は概ね5万人程度で推移。そのうち、**全体の約7割は、定年退職後に親の自営農業を継承するような「自営農業就農者」（いわゆる親元就農）**となっている。
- **親元就農の約半数は65歳以上**と高齢であり、その**大半が稲作を中心とした農業経営を継承**。野菜や果樹などの高収益作物を栽培する**高齢の親元就農者は少数**。

1.新規就農者の動向

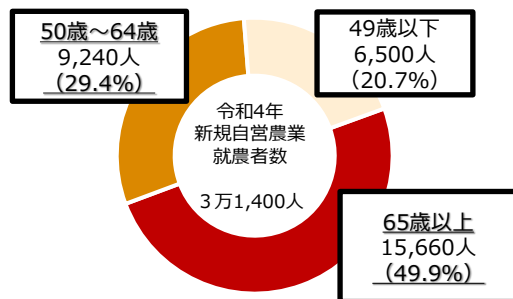


（出所）農林水産省「新規就農者調査」

（各年の数値は、平成26年以前は当該年の4月1日～翌年の3月31日まで、平成27年以降は当該年の2月1日～翌年の1月31日までの1年間に新規就農した者の数）

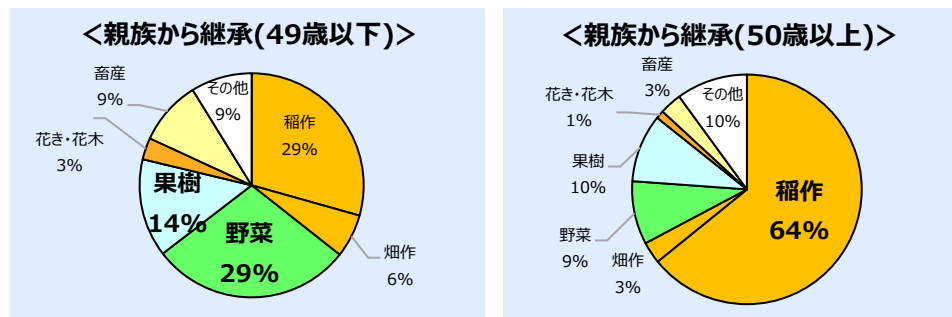
- ※ 新規雇用就農者：新たに法人等に常雇い（年間7カ月以上）として**雇用されることにより**、農業に従事することとなった者（外国人技能実習生及び特定技能外国人並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く）
- ※ 新規参入者：**土地や資金を独自に調達し**、新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者（相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く）
- ※ 新規自営農業就農者：個人経営体の世帯員で、生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「**他に雇われて勤務が主**」から「**自営農業への従事が主**」になった者

2.新規自営農業就農者の年齢構成



（出所）農林水産省「令和4年新規就農者調査」

3.新規就農者（親元就農）の主な営農作物



（出所）農林水産省「平成30年新規就農者調査（組替集計）」

生産基盤（1）-2 我が国の就農者の現状②（新規参入）

- **自ら資金や農地を確保して新しく農業経営を始める「新規参入者」**に対しては、就農後の生計や機械・施設等の導入を支援する制度が設けられている。しかしながら、**その半数は就農開始5年を過ぎても、農業所得のみで生計が維持できておらず**、その所得の不足分については**農業以外の収入や貯蓄の切り崩し等で賄っている**状況。
- こうした収入面での不安定性に加えて、休暇がとりにくいことや労働環境が厳しいこと等といった**生活面での課題**も抱えながら農業を続けている状況が見て取れる。

1. 新規就農者への支援

経営発展支援事業

就農後の経営発展のため、49歳以下の認定新規就農者の機械・施設等の導入費用として最大500万円を支援
(都道府県から支援を受けることが要件)

R4～R5年度予算額（合計）：44億円

就農準備資金・経営開始資金

就農準備資金

就農に向けて必要な技術を取得するために研修を受ける49歳以下の者に対して、年間最大150万円を支援（最長2年間）。

R元～R5年度予算額（合計）：87億円

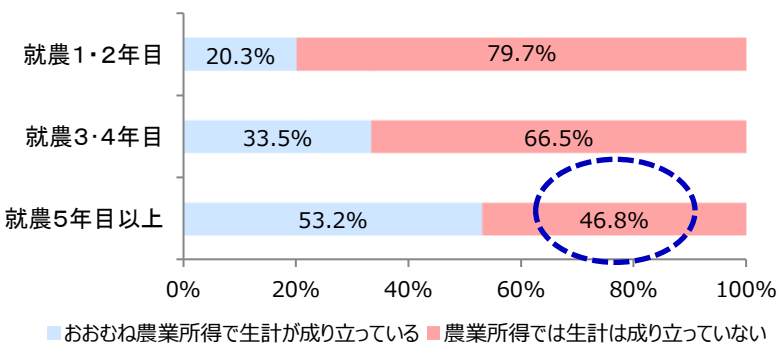
経営開始資金

49歳以下の認定新規就農者に対して、年間最大150万円を支援（最長3年間）。

R元～R5年度予算額（合計）：654億円

過去5年間で、計785億円を措置

2. 新規参入者の生計の状況



(出所) 新規就農者の就農実態に関する調査結果
(令和4年3月全国新規就農相談センター)

<不足する所得分の補填方法（複数回答）>

所得の補填方法	割合
農業以外の収入等 (家族の農外収入含む)	45.3%
農業次世代人材投資資金 (国費による支援)	43.2%
就農前からの蓄え(貯金等)	42.3%
身内からの借入	13.8%
金融機関からの借入	11.6%

3. 新規就農者の生活面での課題

課題	【回答率 (%)】
・思うように休暇がとれない	47.5
・健康上の不安(労働がきつい)	43.7
・集落の人等との人間関係	15.1
・交通、医療等生活面の不便さ	15.1
・子どもの教育・保育	14.1
・就農地に友人が少ない	12.4
・集落の慣行	11.6
(略)	

(出所) 新規就農者の就農実態に関する調査結果
(令和4年3月全国新規就農相談センター)

生産基盤（1）-3 我が国の就農者の現状③（法人経営体）

○ 自営農業に従事する者（基幹的農業従事者）が減少傾向にある一方で、法人経営体に雇用される就農者（いわゆる雇用就農）は増加傾向。**法人経営体が若い就農者の雇用の受け皿となっていること**により、「稼ぐ力」のある法人経営体が増加し、足下では、農産物**販売金額のうち約4割を法人経営体が生産**している状況。

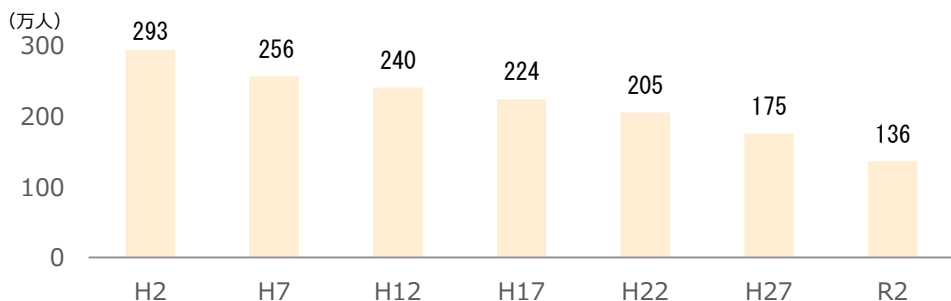
⇒ こうした状況を踏まえ、これまで親元就農や零細の自営農家形態での就農を含めて財政的支援を行ってきたが、人口減少が進む中で農業人材を増やしつつ、生産性の高い農業への転換を図る観点からは、**雇用就農の受け皿となっている法人経営体の数や規模を増加**させることによって、我が国全体の**農業生産額を増大**させることが重要。今後はこうした視点から、**よりメリハリをつけた支援**を行っていくべきではないか。

1. 基幹的農業従事者と雇用就農の定義と推移

基幹的農業従事者：個人経営体の世帯員のうち、普段仕事として自営農業に従事している者
 雇用就農者：法人等に雇用されることにより、農業に従事している者

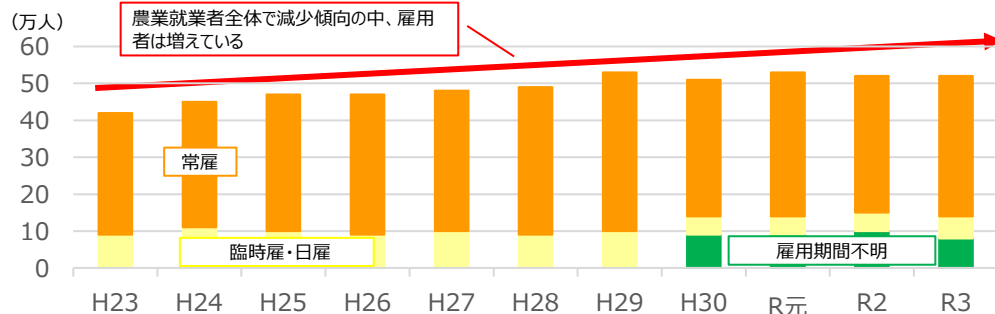
※基幹的農業従事者の減少がよく問題になるが、雇用就農者が増加している点も考慮する必要

基幹的農業従事者の推移

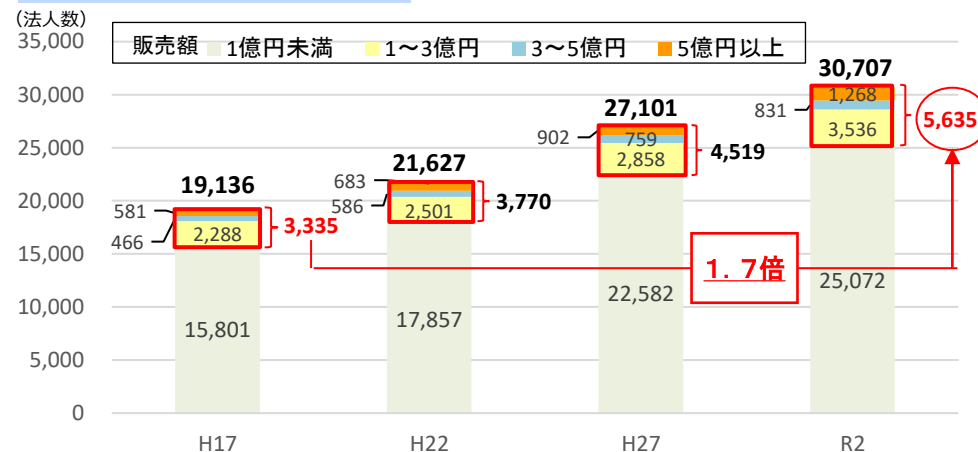


(出所) 農林水産省「農林業センサス」

農業分野における雇用者数の推移

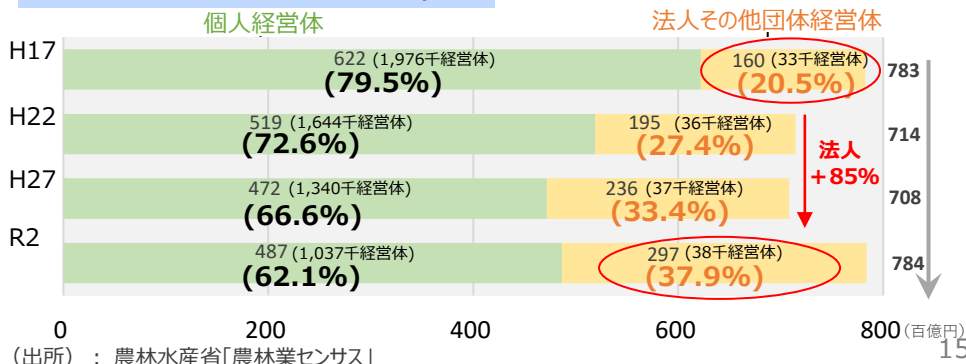


2. 法人経営体数の推移



(出所) 農林水産省「農林業センサス」

3. 農産物販売金額（推計）



生産基盤（1）-4 労働環境の改善に向けた取組

○ 雇用就農を促していく上では**労働環境の改善が重要**。就農者へのアンケート調査においても、休暇の確保や時間外も含めた労働時間、労働保険の加入などが農業に従事する上での重要な要素。しかしながら農業では**労働基準法が一部適用除外**となり、**規模の小さな経営体では労働保険等が加入義務となっていない**等の制度面の課題が存在。

⇒ 雇用就農者への支援のあり方を考える際には、こうした**雇用就農に対する障害となっている制度そのものの見直しも併せて考えるべきではないか**。

1. 農業の労働環境

労働基準法の適用除外

労働基準法 抄
 (労働時間等に関する規定の適用除外)
 第四十一条 この章、(略)で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、次の各号の一に該当する労働者については適用しない
 別表第一第六号(林業を除く)に掲げる事業に従事する者
 別表第一(第四十一条関係)
 六 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

天候の影響を受けるほか、農閑期に十分休養を取ることができることや、休憩を与えなくても農業従事者は何時でも自由に休憩がとれる等の理由から**労働時間や休憩などについて労働基準法の適用を受けない**

(出所) 農林水産省「農業経営相談所 専門家向け研修会・窓口担当者向けセミナー(平成30年度)」より財務省作成

農業の社会保険及び労働保険の適用

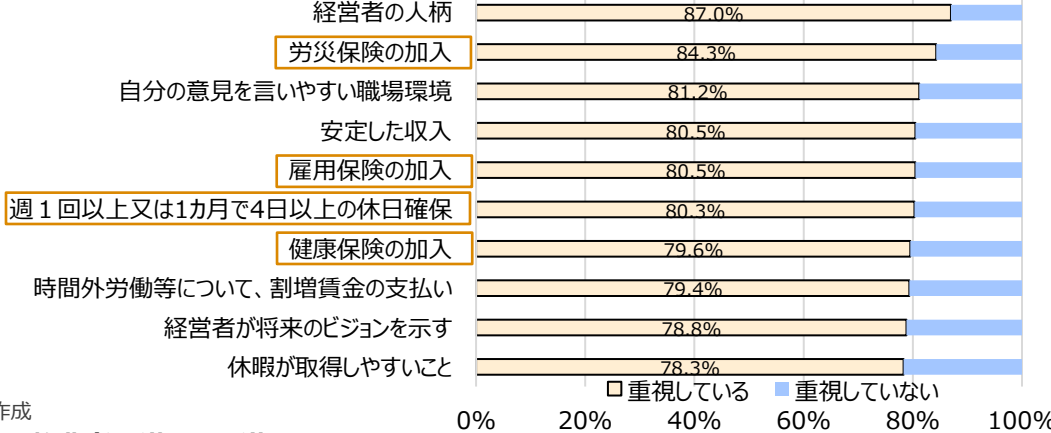
	医療保険・公的年金		労働保険
	健康保険 厚生年金	国民健康保険 国民年金	労災保険 雇用保険
個人経営体 (従業員4人以下)	- (半数以上の従業員 同意等で適用)	原則適用	任意適用
個人経営体 (従業員5人以上)			強制適用
法人経営体	強制適用	-	強制適用

個人経営体の場合は、原則として国民健康保険と国民年金が適用されるため、保険料の事業主負担はなく、**全額従業員が個人で負担**

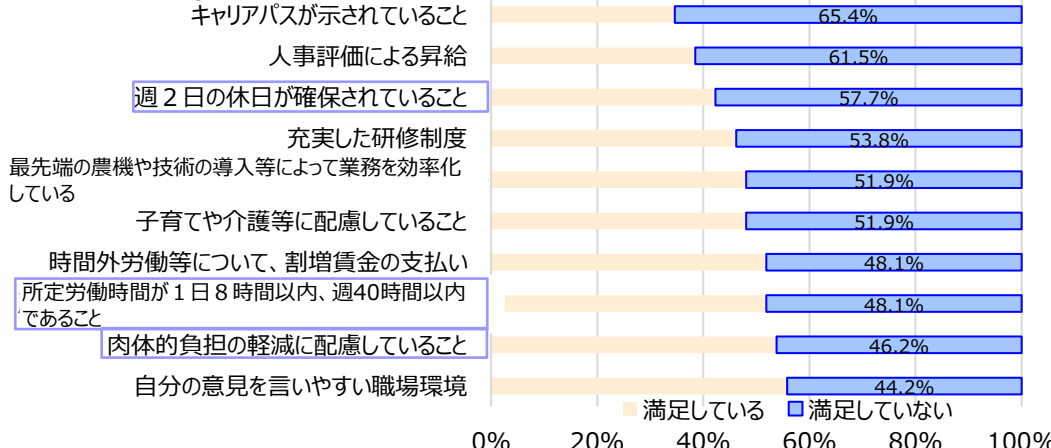
(出所) 農林水産省「農業経営相談所 専門家向け研修会・窓口担当者向けセミナー(平成30年度)」より財務省作成

2. 就農経験者等の意見

就農検討者の重視項目



離農者の満足/不満足項目



(出所) (株) パソナ農援隊「農業界の労働環境に関する調査結果」

生産基盤（2）-1 スマート技術の効率的な活用

○ 人口減少下において食料基盤の構造転換を図る観点から、農業人材の確保に加えて、技術の積極的な活用が重要。デジタル社会の進展により、スマート技術の推進が期待されているが、すでに生産現場への導入に向けた取組（**実証実験**）は**十分**。今後はいかにスマート技術を現場に**実装できるかが課題**。

⇒ **スマート技術は導入コストが大きく、高いスキルが求められることを踏まえれば、導入しても経済的に成り立たちにくい小規模経営体ではなく、スマート技術を効率的に活用して生産性を高めることができる観点からも、大規模な法人経営体を増やしていくことが重要ではないか。**

1. スマート農業の概要

「農業」×「先端技術」=「スマート農業」

・スマート農業とは、ロボット・AI・IoTなど先端技術を活用する農業を指す

自動走行トラクタ



・使用者は、ほ場内やほ場周辺から監視

農業用ドローン



・農薬等を上空から散布
・搭載したカメラにより生育状況をセンシング

経営・生産管理システム



・スマートフォン等で作業計画・実績を記録

収量等センサ付コンバイン



・収穫と同時に収量・食味等を測定し、次期の施肥計画に活用

水管理システム



・ほ場の水温等を自動測定し、スマートフォン等で確認
・遠隔操作による給水

施設環境モニタリング



・ハウス内外の環境（温湿度等）を自動測定し、タブレット等において確認

2. スマート農業実証プロジェクト

令和元年度から令和5年度までに計217地区で、スマート技術を生産現場に導入して、作業時間の短縮効果や収量の変化、経営への影響等を、把握・分析。

【スマート農業実証プロジェクト予算額】

（単位：億円）

H30	R元	R2	R3	R4	R5
42.0	53.0	53.0	31.5	22.7	3.0

計205.2億円

スマート農業実証プロジェクトを実施した地区においては、労働時間の短縮や単収（10a当たりの収穫量）の増加などの成果が上がっている事例がある一方で、**スマート農業機械の導入に伴う機械・施設費の増加により、実証前と比べて、利益が減少した事例も存在**

3. スマート農業への支援内容の例

各種補助金において、スマート農業に要する機械導入などについて、支援を実施。

事業名	支援内容
スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業（令和3年度）	農林水産業の生産性向上のため、農林漁業者等に対して、スマート農機の導入等を支援（上限1,500万円）
農業支援サービス事業者インキュベーション緊急対策（令和4年度）	農業支援サービス事業者の創出を促すため、サービス事業者に対して、スマート農機の導入等を支援（上限1,500万円）

生産基盤（2）-2 農業支援サービス事業体の育成

○ データ分析等の専門的な知識や人材を自社に有しておらず、自力ではスマート農業に取り組むことが難しい場合もあるが、小規模な経営体であっても、**民間企業を中心とした「農業支援サービス事業体」をうまく活用**することにより、機械等を全て自前で確保せずとも、スマート技術を活用した農業経営を行うことも可能。

⇒ **農業支援サービスへのニーズが一定以上存在するものの認知されていない可能性**。こうした**担い手を支えるサービス事業体**を、補助金に頼ることなく自立できる「**新たな産業分野**」として**育成**することにより、スマート技術の活用も含め、**法人経営体の生産性向上に向けた取組を補完**するという視点も重要ではないか。

1. 農業支援サービスの概要

農業支援サービスとは、農業者に対してサービスを提供することで対価を得る業種のことを指す。

判断サポート型	作業サポート型		
データ分析型	専門作業受注型	機械設備供給型	人材供給型
			
(事例) ドローンを用いた生育状況のセンシングデータ分析等により、現場の課題への解決策を提案	(事例) ドローンを活用した農薬散布作業の代行	(事例) 自社で開発した自動収穫ロボットのレンタルサービスを展開	(事例) 産地の繁忙期を中心に労働力人材を派遣するサービスを提供

(出所) 農林水産省

【農業支援サービス事業者数】※農業支援サービス情報表示ガイドラインに基づき整理
令和5年8月25日時点

データ分析型	専門作業受注型	機械設備供給型	人材供給型
36	55	16	18

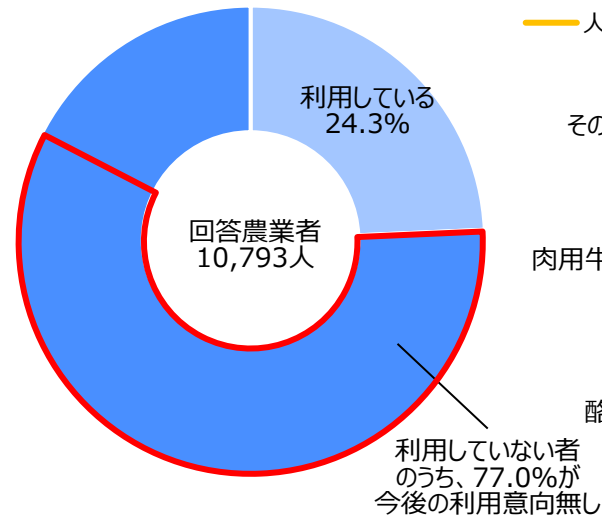
(出所) 農林水産省

計73事業者

※型間の重複あり

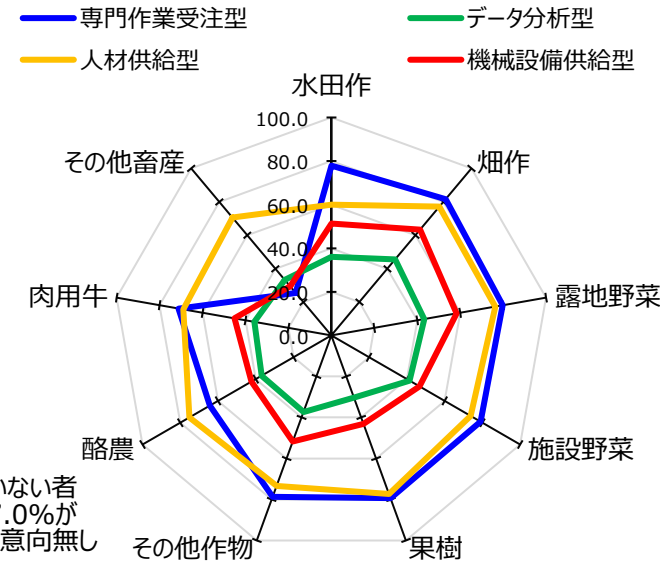
2. 農業支援サービスの利用状況やニーズ

農業支援サービスの利用状況



・農業支援サービスの利用が広がっておらず、サービスの有効性についても十分に認知されていない状況。

利用を希望する農業支援サービス（複数回答）



・農業支援サービスの利用者や利用希望者への調査によれば、どの作物においても、農業支援サービスに対するニーズは一定以上ある。

(出所) 農林水産省「農業支援サービスに関する意識・意向調査（令和4年12月）」

参考

(参考) 農林水産関係予算について

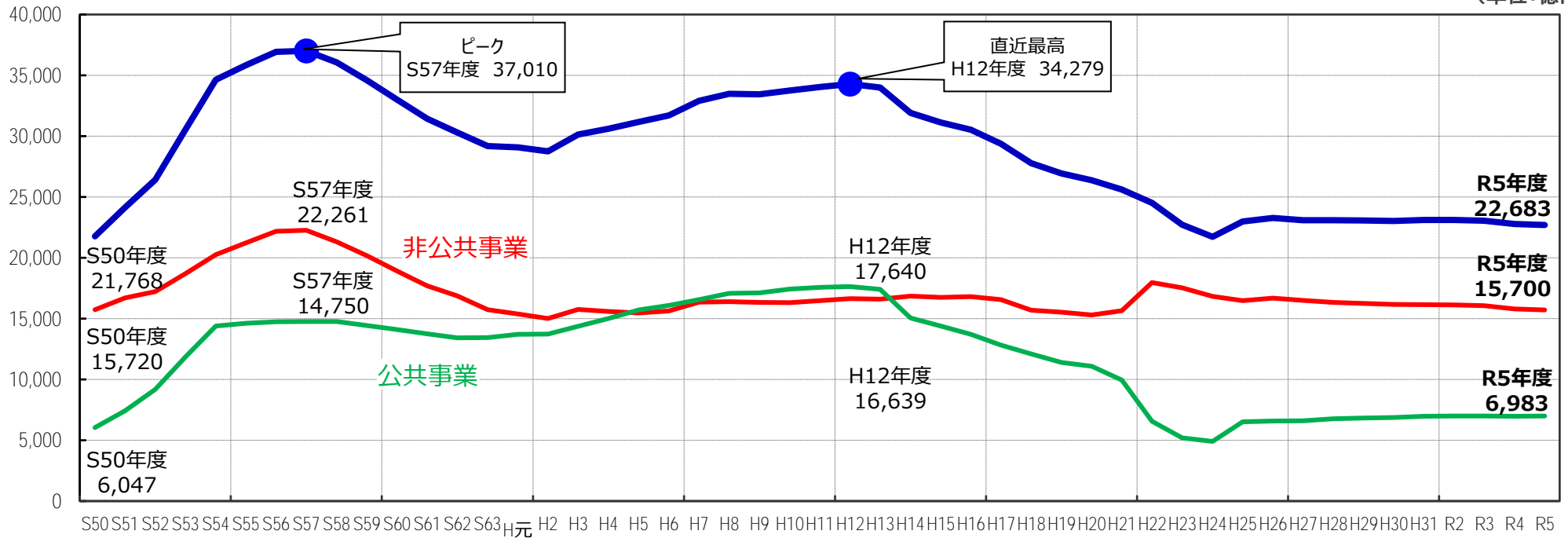
令和5年度当初予算

農林水産関係予算総額	2兆2,683億円
公共事業費	6,983億円
非公共事業費	1兆5,700億円

令和4年度第2次補正予算

農林水産関係予算総額	8,206億円
うち体質強化対策 (T P P等対策)	2,704億円
うち食料安保強化対策 (物価高騰影響緩和対策)	1,127億円
うち食料安保強化対策 (食料安保構造転換対策)	1,642億円

(単位:億円)



(参考) 農林水産関係予算の推移

(単位:億円、%)

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度(当初予算)
農林水産関係予算	(▲ 4.3) 21,727	(5.7) 22,976	(1.3) 23,267	(▲ 0.8) 23,090	(0.0) 23,091	(▲ 0.1) 23,071	(▲ 0.2) 23,021	(0.4) 23,108	(0.0) 23,109	(▲1.1) 22,853	(▲ 0.3) 22,777	(▲ 0.4) 22,683 ▲94
公共事業	(▲ 5.7) 4,896	(32.9) 6,506	(1.1) 6,578	(0.2) 6,592	(2.6) 6,761	(1.1) 6,833	(0.4) 6,860	(1.5) 6,966	(0.3) 6,989	(▲0.2) 6,978	(0.0) 6,980	<30.8> 6,983 (0.0) 3
非公共事業	(▲ 3.9) 16,831	(▲ 2.1) 16,469	(1.3) 16,689	(▲ 1.1) 16,499	(▲ 1.0) 16,330	(▲ 0.6) 16,238	(▲ 0.5) 16,161	(▲0.1) 16,142	(▲0.1) 16,120	(▲1.5) 15,875	(▲ 0.5) 15,797	<69.2> 15,700 (▲ 0.6) ▲97
農業関係予算	17,190	17,128	17,396	17,302	17,308	17,325	17,336	17,297	17,285	17,151	17,135	16,980 (▲ 0.9) ▲155
林業関係予算	2,608	2,899	2,916	2,904	2,933	2,956	2,997	2,992	3,006	3,025	2,977	3,057 (2.7) 80
水産業関係予算	1,832	1,820	1,834	1,818	1,784	1,774	1,772	1,892	1,875	1,870	1,881	1,872 (▲0.5) ▲9
農山漁村地域整備交付金	96	1,128	1,122	1,067	1,067	1,017	917	927	943	807	784	774 (▲ 1.3) ▲10

(注) 1. 予算額は当初予算額。上段()書きは対前年度増▲減率、5年度の<>書きは農林水産関係予算全体に占める構成比である。

2. 24年度予算は、一括交付金等への拠出額を除く。

3. 元年度及び2年度予算は、上記の他に「臨時・特別の措置」を活用した防災・減災、国土強靱化のための緊急対策(元年度:1,207億円、2年度:1,008億円)を措置している。

4. 林業関係予算は、義務的経費である国有林野事業債務管理特別会計への繰入(旧国有林野事業特別会計から承継した借入金債務の処理)を含む。(5年度:280億円(対前年度+92億円))

5. 3年度以降の予算は、政府情報システム予算を除いたものである。

6. 計数は、それぞれ四捨五入によっているので端数において合計と合致しないものがある。